

院内感染対策に関する指針

1. 院内感染対策に関する基本的な考え方

感染防止対策は、安心・安全な医療提供の基盤となるものです。当院は、感染防止対策を病院全体として取り組み、患者さんやご家族、当院で働く職員を含め、病院に関わる全ての人を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

2. 院内感染対策防止のための組織に関する基本的事項

当院における感染防止対策に関する意思決定機関として院内感染対策委員会を設置し、毎月1回会議を行い、感染防止対策に関する事項を検討する。また感染制御チーム (ICT)、リンクスタッフを下部組織として設置し、感染防止対策の実務を行います。

3. 院内感染対策のための従業者に対する意識・知識および技術の向上を図るため、全職員を対象とした研修会を年2回以上行います。

4. 感染症の発生状況の報告に関する基本方針

法令に定められた感染症届け出のほか、院内における耐性菌などに関する感染情報レポートを作成し、ICT またはリンクスタッフでの検討および現場へのフィードバックを実施しています。

5. 院内感染発生時の対応に関する基本方針

院内感染が疑われる事例の発生時には、各部署より ICT へ速やかに報告を行い、ICT は迅速に現場の状況を確認し、感染対策の徹底を行います。また、必要時には保健所とも連携し、対応します。

6. 他の医療機関との連携体制

留萌管内、深川市地域の医療機関、保健所と連携し、年に4回院内感染対策合同カンファレンスに参加し、微生物検出状況、抗菌薬適正使用、感染対策状況について情報交換を行っています。

7. 他の当院における院内感染対策の推進のために必要な基本方針

感染防止対策のための「院内感染防止対策マニュアル」を整備して、定期的な見直しを図り、職員に周知しています。また、病院職員は、自らが院内感染源とならないため、インフルエンザ等の予防接種に努め、健康管理に留意します。



2024年4月1日

医療法人社団心優会 留萌記念病院

院内感染対策委員会

感染制御チーム (ITC)